

○奈良県警察装備資機材開発改善規程（平成3年3月27日本部訓令第4号）

[沿革] 平成3年4月本部訓令第5号、4年5月第15号、6年11月第19号、7年12月第32号、8年12月第22号、20年3月第16号、26年2月第6号、31年4月第13号、令和3年3月第9号、4年3月第6号改正

（目的）

第1条 この規程は、複雑、多様化する警察事象に的確に対応し、時代の要請に適応した警察装備資機材の開発改善を図り、もって警察運営の効率的推進に資することを目的とする。

（専門委員会の設置）

第2条 前条の目的の達成を図るため、奈良県警察運営総合対策委員会（奈良県警察運営総合対策委員会の設置に関する訓令（平成8年12月奈良県警察本部訓令第21号）に基づき設置されるものをいう。以下「総合対策委員会」という。）の下に奈良県警察装備資機材開発改善専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の任務）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 開発改善に関するニーズの把握に関すること。
- (2) 開発改善を図るべき事項の調査・研究に関すること。
- (3) 開発改善に係る提案事項の審査及び採択に関すること。
- (4) 専門部会の設置及び部外専門的研究機関等に対する研究の委嘱に関すること。
- (5) 奈良県警察装備資機材開発改善コンクールの実施に関すること。
- (6) その他開発改善に必要な事項に関すること。

（委員会の構成）

第4条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置き、その構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 警務部長
- (2) 副委員長 施設装備課長
- (3) 委員 警務課長、会計課長、生活安全企画課長、地域課長、刑事企画課長、交通企画課長、公安課長その他委員長が指名する者

（委員会の会議）

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。ただし、委員長に事故があるときは、副委員長が委員会を招集し、会議を主宰するものとする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員長は、開発改善に関し、特定事項を調査・研究するため、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する者及び調査研究事項に係る提案者をもって構成し、必要があるときは、専門的知識を有する者の出席を求めて意見を聴くことができる。

3 専門部会は、必要があると認めるときは、委員長の承認を得て調査・研究している事項の一部を専門的研究機関に委嘱することができる。

4 専門部会は、調査・研究した状況を取りまとめて委員長に報告するものとする。

(提案)

第7条 職員は、警察装備資機材の開発改善について常に研究し、装備資機材開発改善提案書(様式第1号)により、積極的に提案するよう努めなければならない。

2 提案は、職員単独若しくは2人以上又は係等の組織単位により随時行うことができる。

(提案内容の報告)

第8条 本部の課長、所長、隊長、学校長及び警察署長(以下「所属長」という。)は、職員から提案があった事項について別表に定める採否基準に基づき審査を行い、その結果を毎四半期ごとに装備資機材開発改善提案書(報告)(様式第2号)により委員会に報告するものとする。

(委員会における審査)

第9条 委員長は、所属長から報告された提案内容を委員会において付議するものとする。

2 委員会は、付議された提案内容等について、具体的な審査により採否を決定し、委員長を通じてその結果を総合対策委員会に報告するものとする。

3 委員長は、委員会における採否の結果及びその理由を所属長に通知しなければならない。

なお、委員長から通知を受けた所属長は、これを提案者に通知しなければならない。

(提案事項の試作)

第10条 前条により採用した提案事項は、原則として専門部会において試作し、第11条に定める奈良県警察装備資機材開発改善コンクールに出品することができる。

2 提案事項の試作について、長期の研究を必要とするなど専門部会で試作することが困難と判断される場合は、委員会と協議の上、必要な措置をとるものとする。

(コンクールの開催)

第11条 警察装備資機材の開発改善に資するため、原則として毎年1回、奈良県警察装

備資機材開発改善コンクール（以下「コンクール」という。）を開催するものとし、所属長は、コンクールに積極的に協力しなければならない。

2 コンクールの審査会は、総合対策委員会の構成員をもって行うものとする。

3 コンクールの開催前に、予備審査会を開催し、出品作品の事前審査を行うものとする。

4 予備審査会は、委員会の構成員をもって行うものとする。

（表彰）

第12条 第9条の審査及び前条のコンクールの結果、その提案が警察運営の効率化等に有効適切と認められるものについては、奈良県警察表彰取扱規程（昭和49年10月奈良県警察本部訓令第10号。以下「表彰規程」という。）第11条の規定に基づき、表彰する。

2 所属長は、委員長に報告した提案について、第9条の審査及び前条のコンクールの結果にかかわらず、創意工夫に相当の苦労を要したと認める提案については、表彰規程第9条に基づき、所属長表彰を行うものとする。

（委員会等の庶務）

第13条 委員会及びコンクールの庶務は、警務部施設装備課において行うものとする。

附 則

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 （平成3年4月3日本部訓令第5号）

この訓令は、平成3年4月3日から施行する。

附 則 （平成4年5月18日本部訓令第15号）

この訓令は、平成4年5月18日から施行し、平成4年3月13日から適用する。

附 則 （平成6年11月10日本部訓令第19号）

この訓令は、平成6年11月10日から施行する。

附 則 （平成7年12月7日本部訓令第32号）

この訓令は、平成7年12月7日から施行する。

附 則 （平成8年12月17日本部訓令第22号）

この訓令は、平成9年1月1日から施行する。

附 則 （平成20年3月21日本部訓令第16号）

この訓令は、平成20年3月28日から施行する。

附 則 （平成26年2月24日本部訓令第6号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成26年3月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成31年4月26日本部訓令第13号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)の施行の日(平成31年4月30日)の翌日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (令和3年3月23日本部訓令第9号)

この訓令は、令和3年3月26日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日本部訓令第6号)

この訓令は、令和4年3月25日から施行する。

別表（第8条関係）

採 否 基 準

採 否 区 分	内 容
採 用	下記採否判断表に照らし、有益な提案内容でその装備資機材について開発改善の必要性があると認められるもの
不 採 用	下記採否判断表に照らし、有益な提案と認められないもの
参 考	有益な提案内容ではあるが、その装備資機材の開発改善が現段階では困難であり、今後の検討課題とするもの

採 否 判 断 表

審 査 項 目	内 容
適 合 性	提案として実用性、機能性を備え、かつ、警察運営上効果的と認められるもの
科 学 性 等	提案内容の装備資機材が科学性、独創性、簡便性、創意工夫に優れているものであること
努 力 度	提案の内容が、相当に研究し努力した結果によるものであること
費 用	制作コストのわりに効果が大であること
可 能 性 等	提案内容が技術面等から開発改善が可能であること
効 果	提案に基づく装備資機材を制作した場合、組織全体の業務の効率化、事故防止等に効果が期待できるものであること

年 月 日

所 属 長 殿

階級・係・氏名・㊟

装 備 資 機 材 開 発 改 善 提 案 書

次のとおり開発改善案を提案する。

記

- 1 件名
- 2 提案理由（現状と問題点）
- 3 開発構想又は開発意見（必要により写真又は図面添付）
- 4 開発に要する経費及び期間

年 月 日

奈良県警察装備資機材開発改善専門委員会委員長殿

（所属長）

印

装備資機材開発改善提案書（報告）

次のとおり開発改善案を提案する。

記

- 1 提案年月日
- 2 提案者（階級・係・氏名・年齢）
- 3 件名
- 4 提案理由（現状と問題点）
- 5 開発構想又は開発意見（必要により写真又は図面添付）
- 6 開発に要する経費及び期間
- 7 所属長意見
- 8 参考事項

（注） 複数の提案件数がある場合は、記以下を一覧表にして報告するものとする。